

医療経済実態調査（医療機関等調査）の実施案

第15回医療経済実態調査については、以下の基本的な考え方に沿って行うこととしてはどうか。

1. 調査時期及び報告時期

(1) 調査時期

平成17年6月を調査月とする。

(2) 報告時期

調査結果の速報時期を最大限1月前倒しすることを目標に早める。

また、速報時の報告に際しては、これまで速報値を公表していた取扱いを改め、最終数値を報告する。

本報告は、平成18年度にすることとし、速報で報告しない項目を中心にまとめ、次々回以降の診療報酬改定の審議に供することとする。

2. 調査客体及び抽出率

(1) 調査対象

介護保険事業に係る収入のある医療機関等については、前回と同様、調査対象とする。

(2) 抽出率

前回と同様とする。

ただし、一定の機能を有する地域医療支援病院等については、5分の1とする。

(3) 層化

前回と同様とする。

ただし、一般病院において、一定の機能を有する地域医療支援病院等とそれ以外の病院による区分の層化は行わないこととする。

3. 調査内容

(1) 収入・費用関係

病院調査票については、給与の調査において、医師及び歯科医師の給料を合わせて調査していることから、これを医師と歯科医師とに区分するとともに、職種別の賞与を把握するための調査項目を加える。

(2) 設備投資関係

歯科診療所調査票については、回答する医療機関等の事務負担の軽減を図る観点から、青色申告をした個人立の診療所及び個人立以外の診療所においては、一般診療所と同様に、「前年度及び前々年度における土地、建物等の帳簿価額」の調査を行うこととし、青色申告をしていない個人立診療所においては、従前の「前年度における土地、建物等の取得額（消費税込）」の調査を行うこととする。

また、保険薬局調査票についても、歯科診療所と同様の取扱いとする。

(3) 租税公課、借入金等関係

- ① 病院調査票については、従前の「福利厚生費等の調査」における損害保険料・租税公課等の欄に、新規に発生した「長期借入金」及び「長期借入金の返済額」を調査項目に加え、調査名を「租税公課、借入金等」とする。
- ② 一般診療所及び歯科診療所に係る調査票については、従前の「租税公課等の調査」における損害保険料・租税公課等の欄に、新規に発生した「長期借入金」及び「長期借入金の返済額」を調査項目に加え、調査名を「租税公課、借入金等」とする。
- ③ 保険薬局調査票については、従前の「税金等」の調査に、新規に発生した「長期借入金」及び「長期借入金の返済額」を調査項目に加える。

4. 集計区分

(1) 介護保険事業に係る収入の有無に着目した集計

① 病院・一般診療所

ア. 速報は、「介護保険事業に係る収入のない医療機関の集計（A集計）」及び「介護保険事業に係る収入のない医療機関及び介護保険事業に係る収入のある医療機関の集計（C集計）」を報告することとする。

イ. 本報告は、「介護保険事業に係る収入のない医療機関及び介護保険事業に係る収入のある医療機関の医療保険に関する集計（B集計）」を報告することとする。

② 歯科診療所・保険薬局

速報は、介護保険事業に係る収入が極めて限定的であることから、介護保険事業に係る収入の有無で区別せず、「介護保険事業に係る収入のない医療機関等及び介護保険事業に係る収入のある医療機関等の集計（C集計）」に一本化して報告することとする。

(注)「第15回医療経済実態調査（医療機関等調査）の集計イメージ図」は別添参照

(2) 医療機関の機能に着目した集計

○ 一般病院

- ・臨床研修指定病院
- ・療養病床60%以上の病院
- ・回復期リハビリテーション病棟入院料算定病院
- ・小児入院医療管理料1・2算定病院
- ・急性期入院加算・急性期特定入院加算算定病院
- ・地域医療支援病院
- ・亜急性期入院医療管理料算定病院（新規）
- ・ハイケアユニット入院医療管理料算定病院（新規）

○ 精神病院

○ 特定機能病院

○ 歯科大学病院

(3) その他の集計・分析

- ① 病院における職種別の給与の集計について、医師と歯科医師の給料を区分し、職種別の賞与も合わせて集計を行うこととする。
- ② 医療機関等における借入金の状況について、新規に発生した借入金を追加して集計を行うこととする。
- ③ 病院の規模別、院外処方率別の集計など、原則、前回どおり集計を行うこととする。
- ④ 一般病院等の収支状況について、平均値だけではなく、分布（バラツキ）も分析することとする。
- ⑤ 定点観測調査の試行については、一定数を前回と比較できるように集計・分析し、本報告にとりまとめることとする。
- ⑥ 医療機関等からの調査の回答時期（7月末、8月末、9月末）に着目した収支の状況及び有効回答施設数等の状況を集計・分析し、本報告にとりまとめることとする。

5. その他

(1) 病院会計準則の改正に伴う調査票の見直し

病院調査票における医業収入及び費用の科目については、前回調査との継続性を重視し、回答する医療機関の事務負担を増大させないように配慮しつつ、新病院会計準則における損益計算書の科目に極力合わせるものとする。また、費用科目の配列についても同様とする。

なお、一般診療所、歯科診療所及び保険薬局に係る調査票については、従来からの取扱いを踏襲するものとする。

(主な見直し項目)

- ① 新たに「材料費」として科目を設け、従来からの「医薬品費」、「診療

材料費・医療消耗器具備品費」、「歯科材料費」及び「給食用材料費」を、その内訳とする。

- ② 新たに「設備関係費」として科目を設け、従来からの「減価償却費」及び「経費」の一部を、その内訳とする。

(注)「経費」の一部とは、設備器械賃借料、土地賃借料、建物賃借料である。

(2) 記入しやすい調査票への見直し(簡素化)

- ① 病院、一般診療所、歯科診療所及び保険薬局については、使用頻度が極めて少ない集計に係る調査項目は廃止する。

(廃止項目例)

- 現在地での開業年月(共通)
- 管理者の年齢・性別(保険薬局は「管理薬剤師の年齢・性別」)(共通)
- 1週間の表示診療時間の状況(歯科診療所)

- ② 病院については、収支の調査における「医業外収入」と「介護外収入」を合算し、「その他の収入」に一本化することとする。

- ③ 歯科診療所及び保険薬局については、簡易な方法(一定の前提で按分計算を行う方法)で、医療保険費用と介護保険事業費用の区分の取扱いを廃止することによる記入項目の見直し(記入欄の削除)を行うこととする。

- ④ 病院、一般診療所、歯科診療所及び保険薬局については、有効回答施設数を確保する観点から、薬剤関係調査は廃止する。

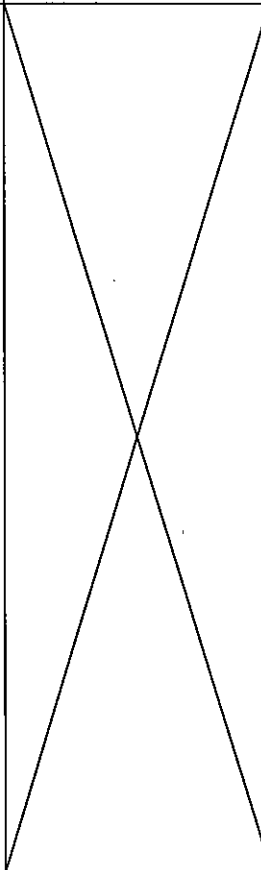
(3) 有効回答率の向上方策

- ① 調査に際しては、有効回答率の向上を図る観点から、上記(2)の簡素化と合わせ、ホームページを利用した電子媒体による調査票の回答などの検討を進める。

- ② 診療側関係団体の協力を得て調査を進める。

(参考)

第15回医療経済実態調査（医療機関等調査）の集計イメージ図

	介護保険事業を実施していない医療機関等	介護保険事業を実施している医療機関等
医療保険に係る収支等	<p>介護保険事業に係る収入のない医療機関の集計（A集計）</p>	<p>介護保険事業に係る収入のない医療機関及び 介護保険事業に係る収入のある医療機関の 医療保険に関する集計（B集計）</p>
介護保険に係る収支等		<p>介護保険事業に係る収入のない医療機関等及び 介護保険事業に係る収入のある医療機関等の集計 （C集計）</p>